

## 災害時における車両の貸渡に関する協定

加東市（以下「甲」という。）と一般社団法人兵庫県レンタカー協会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において必要な自家用自動車有償貸渡許可を受けた車両（以下「車両」という。）の貸渡について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙の構成するレンタカー事業者並びに営業所（以下「会員等」という。）に対し行う、車両貸渡の協力要請等に関し必要な事項について定める。

（協力の要請）

第2条 甲は、加東市内における災害時に車両の貸渡を受ける必要があると認めるときは、被害状況に応じて、乙に対し、乙の会員等の所有する車両の貸渡を要請することができるものとし、会員等はこれに協力的に応じるものとする。

2 乙は、車両の貸渡要請に迅速に対応するため、災害時に車両貸渡可能な会員等を記載した「協力会員等名簿」をあらかじめ作成し、甲に提供するものとする。

（要請の方法）

第3条 第2条第1項の要請は、協力要請及び確認書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急の場合、その他やむを得ない場合は口頭で要請し、後日、協力要請及び確認書を提出するものとする。

（契約）

第4条 甲は、会員等との貸渡契約に関し、法令及び貸渡約款を遵守しなければならない。

（報告）

第5条 会員等は、車両の提供を行ったときは、速やかに実施報告書（様式第2号）を提出するものとする。

（連絡担当者）

第6条 この協定の実施に当たり、甲乙あらかじめ連絡担当者を決め、災害時には速やかに相互に連絡をとるものとする。

（平常時の活動）

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行うものとする。

2 乙は、甲が行う防災訓練等への参加に努め、災害時に備えるものとする。

（実施細目）

第8条 この協定を円滑に実施するために必要な事項については、甲乙協議の上、実施細目で定めるものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の運用に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、締結の日からその効果を有するものとし、甲又は乙が、文書をもって協定の解除を通知しない限りその効果を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名の上、各1通を保有する。

令和7年12月8日

甲 加東市社50番地  
加東市  
加東市長

岩根正

乙 兵庫県神戸市東灘区魚崎浜町33  
一般社団法人兵庫県レンタカー協会  
会長

桐月忍一郎

災害時における車両の貸渡に関する実施細目協定

加東市（以下「甲」という。）と一般社団法人兵庫県レンタカー協会（以下「乙」という。）とは、令和7年2月8日付けで締結した「災害時における車両の貸渡に関する協定」（以下「協定」という。）第8条の規定に基づき、必要な細目を定めるため、次のとおり細目協定を締結する。

（協力会員等の情報提供）

第1条 乙は、協定第2条第2項に規定する「協力会員等名簿」を毎年6月末までに甲へ提供するものとする。なお、変更がない場合はこれを省略することができる。

（協力の要請）

第2条 甲は、加東市内における災害時等に車両の貸渡を受ける必要があると認めるときは、被害状況に応じて、乙に対し、会員等の所有する車両の貸渡を要請することができるものとし、迅速に貸渡を行う必要がある場合は、乙の作成した「協力会員等名簿」に基づき、会員等へ直接協力を要請することができるものとする。

（要請への回答）

第3条 会員等は、協定第3条に基づく要請があったときは、協力要請及び確認書（様式第1号）により、車両の貸渡の可否について、甲に回答するものとする。

2 甲は、同第3条に基づき、会員等から回答があった場合は、要請の有無について、速やかに回答するものとする。

（契約及び車両の提供）

第4条 甲は、協定第4条に基づき、契約完了後に会員等から車両の提供を受けるものとする。

2 会員等は、協定第4条に基づき、甲の指示する場所へ車両を搬送するものとする。ただし、災害の状況等により、車両の搬送が困難な場合は、会員等の事業所店頭で車両の提供を受けるものとする。

（情報の提供）

第5条 甲が協力の要請を行った場合、甲は、乙及び会員等に対して速やかに協力実施区域の被災状況及び交通規制等の情報を提供するものとする。

2 会員等は、協力実施区域における把握した被災状況等について、甲にその情報を提供するものとする。

（費用の負担）

第6条 協定第2条に基づき会員等が実施した車両の貸渡に係る費用については、車両返却後、会員等の提出する実施報告書（様式第2号）により、所轄行政庁に届けている料金を基準として、甲と会員等が協議して定めるものとする。

2 会員等は、車両の燃料を満タンにして提供し、甲は車両の燃料を満タンにして返却するものとする。

3 甲は、会員等の提供した車両に損害を与えた場合は、契約書に基づき損害を賠償するものとする。

（細目及び疑義の解決）

第7条 この実施細目協定に関し、疑義が生じた場合又はこの実施細目協定に記載の無い事項については、甲及び乙が協議してこれを定めるものとする。

（実施細目協定書の保管）

第8条 この実施細目協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し各自1通を保管する。

令和7年12月8日

甲 加東市社50番地  
加東市  
加東市長

乙 神戸市東灘区魚崎浜町33  
一般社団法人兵庫県レンタカー協会  
会長

岩根 正  
相月 忍一郎